

岩手県警察本部告示第2号

職員の退職手当に関する条例（昭和28年岩手県条例第40号）第11条第2項の規定による書面の通知をすることができないので、その内容を次のとおり告示する。

平成30年2月13日

岩手県警察本部長 友井昌宏

- 1 退職をした者の退職時の所属、職及び氏名
    - (1) 所属 岩手県水沢警察署
    - (2) 職 岩手県巡査部長
    - (3) 氏名 熊谷陽平
  - 2 採用年月日 平成16年4月1日
  - 3 退職年月日 平成30年2月10日
  - 4 勤続期間 13年11月
  - 5 退職時の給料月額 279,400円（公安職3級47号給）
  - 6 処分発令日 平成30年2月10日
  - 7 処分の内容 職員の退職手当に関する条例第11条第1項の規定に基づき、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分として、処分前の一般の退職手当等の額2,716,549円の全部を支給しないこととする。
  - 8 処分の理由 被処分者は、平成29年11月23日以降所在不明となり、正当な理由なく長期間無断欠勤を続け、職務を放棄し、その職及び職全体の信用を失墜させた。このことが、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条、第33条及び第35条並びに岩手県警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令（平成12年岩手県警察本部訓令第2号）第6条及び第18条第1項に違反し、同法第29条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、懲戒免職処分に処せられたことによる。
  - 9 職員の退職手当の支給等に関する規則（昭和50年岩手県規則第70号）第27条に規定する事情に関し勘案した内容についての説明 被処分者は、平成29年11月23日以降所在不明となり、正当な理由なく長期間無断欠勤を続け、職務を放棄し、その職及び職全体の信用を失墜させた。これは、地方公務員法第32条、第33条及び第35条並びに岩手県警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令第6条及び第18条第1項に違反するものであり、他に参酌すべき情状がない。
- 付記1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面をもって審査請求をすることができる。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができない。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができない。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。